慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	笠原英彦君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1992
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.65, No.11 (1992. 11) ,p.118- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koaraid=AN00224504-19921128-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

笠原英彦君学位請求論文審査報告

として行ったこれまでの研究成果を整理し、体系的にまとめた 官僚制』は、同君が「明治初期の太政官制および官僚制を対象 笠原英彦君より学位請求論文として提出された『太政官制と

本論考はつぎのごとき内容から成る

もの」(本論考例言)である。

はじめに

第Ⅰ部 太政官制の成立と維新官僚

第1章

太政官制成立の政治過程

明治二年・太政官制改革の政治過程

官制改革の内容と背景

太政官制の成立と官僚制 職員令体制の展開

第2章

廃藩置県への道程

廃藩置県と維新官僚

太政官制改定と約定問題

第Ⅱ部

太政官制の展開と維新官僚

官制は、奈良時代に政治上最重要な舞台となったが、平安時代

新により王制復古の時代を迎えると、再び中央集権国家体制と

に至ると攝関制を分化し、

次第に形骸化する。しかし、

明治維

第3章 天皇親裁体制と佐々木高行 佐々木高行と宮廷

2

中正党運動と政府改革論 天皇親政運動と侍補職廃止

第4章 法体制構築と江藤新平

江藤新平と司法省

2

小野組転籍事件

3 予算紛議

第5章 警察制度の確立と安藤則命

2 1 広沢横死事件と強制捜査 安藤則命と維新警察

あとがき

3

藤田組事件と警視局の改組

あった。それは日本が独自に創造した機構であった。この太政 が、そこにおいて中央政府機関として誕生したのが太政官制で より律令法を継承し、天皇を中心とする中央集権体制であった 古代国家の成立過程中に見出すことができる。古代国家は中国 り規定されるが、その起源を尋ねると七世紀後半を通じて日本 である。明治初期官僚制は同期の政治機構である太政官制によ の政治的背景及び維新官僚の意識と行動を解明せんとするもの かかる構成より成る本論考は、明治初期における官僚制発展

して政治上の最高機関に復活し、明治十八年に内閣制度が発足

するまで機能した。

本論考は明治維新から明治十八年までを明治初期とし、その本論考は明治維新から明治十八年までを明治初期とし、その政治的背景及び維新官僚の意識と行動の解明はいささか等別史、明治憲法制定史等の研究は著しく進展したが、官僚制発展史、明治憲法制定史等の研究は著しく進展したが、官僚制発展史、明治憲法制定史等の研究は著しく進展したが、官僚制発展史、明治憲法制定史等の研究は著しく進展したが、官僚制発展史、明治憲法制定との政治的背景及び維新での意識と行動の解明ないささかの政治を関係を表し、との政治が関係を表している。

さたい。
さたい。
は下、本論考各部各章の概要を述べ、併せて評価を加えてい

第Ⅰ部では明治初期に復活し、改革されていく太政官制の政

維新政府内急進派官僚に対する保守派を慰撫するために採択さ力抗争の産物であったとする。まず第1章は太政官制をもって治的背景を考察し、それはいわばこの時期における政治的諸勢

れたものとする。すなわち維新政府は国内的には草莾層の騒擾、

た。副島種臣の手になる太政官制は、神祇官の設置、大蔵省のちの主流派は、尊王論に依拠する太政官制を明治二年に採択しちの主流派は、尊王論に依拠する太政官制を明治二年に採択しな公卿、旧藩主とのバランスを勘案し、岩倉具視、大久保利通明派官僚が進出し、急進的改革を企図した。この急進論に不満明派官僚が進出し、急進的改革を企図した。この急進論に不満明派は外的には会計制度の混乱から外圧を受け、二重に困窮してい対外的には会計制度の混乱から外圧を受け、二重に困窮してい

討すると公卿が四三%、薩長土肥の旧藩士は三○%を上回ってがあった。さらに太政官制に伴う人事の構成を職員録により検権限を削減し民部省の拡充等を含む復古的色彩を帯びたところ

いた。保守派の巻き返しは十分に達成されていた

張し得るものである。

張し得るものである。

恭し得るものである。

恭し得るものである。

恭し得るものである。

恭し得るものである。

恭し得るものである。

恭し得るものである。

ここにおいて権力の集中化 (伊藤博文)、親兵組織の確立 (山 奉還は有名無実、中央集権化は新政府喫緊の課題であったが、 を登場させるが、かかる概念を用いることにより、この期の政 を登場させるが、かかる概念を用いることにより、この期の政 を登場させるが、かかる概念を用いることにより、この期の政 を登場させるが、かかる概念を用いることにより、この期の政 を登場させるが、または政策官僚と藩閥政治家との取引の結 政策官僚と士族派、または政策官僚と藩閥政治家との取引の結

それは藩閥政治家大久保と政策官僚井上の妥協の産物であった。廃藩置県についで太政官制が改定され太政官三院が成立したが、僚を政策官僚とし、かれらにより廃藩置県は促進されたとする。を高だかに掲げて新たに台頭した官僚があり、これら一群の官

県有朋)、財政統一(井上馨)、司法権統一(江藤新平)の政策

その後、岩倉遣外使節団派遣に伴い「大臣参議及各省卿大輔約

諸政策の形成はより可能となった。定書』問題が生じたが、これの締結の結果、急進的官僚による

である。

第4章は急進派政策官僚として司法卿在任中の江藤新平を研

望を切り開いた。

第Ⅱ部は維新官僚から保守(佐々木高行)、急進(江藤新平)、

るごとに中正主義を標榜して、元老院、武官、少壮官僚の各グに多大のインパクトを与えたり、侍補職廃止後も政局が激動す力の強化をはかり、伊藤――井上ラインによる長派主導の政府し、天皇親政運動を展開した。佐々木は人事面において宮中権親政の実質化をめざし、元田永孚、土方久元ら宮廷官僚を糾合る佐々木高行を研究対象とする。侍補に就任した佐々木は天皇とするものである。第3章は天皇親政運動と中正党運動におけとするものである。第3章は天皇親政運動と中正党運動におけるとするものである。第3章は天皇親政運動と中正党運動におけるが、大の意とに中正主義を標榜して、元老院、武官、少壮官僚の各グルの実質化をはかり、伊藤一人がの政策官僚を選び、その意をごとに中正主義を標榜して、元老院、武官、少壮官僚の各グルの法において、

ループと提携することにより薩長政権に改革を迫り、天皇親政

同藩の出身者であったわけではなく、江藤の抜擢によって人脈

々木の政治指導的側面の解明は筆者にして初めてなされた仕事僚中の最も保守派に当たる侍補グループのリーダーとしての佐り佐々木の方が侍補グループを糾合する力が強かった。政策官を中心に据えたものが多いが、佐々木が侍補に就任後は元田よを主張しつづけた。従来、天皇親政運動に関する研究では元田

ることができる。しかも、 という見解を披瀝する。 政治的意図に基づき行動したことは否定し得ないのではないか 処する江藤の率いる司法省が終始政府主流を牽制しようという 研究を十分に受け容れつつ、しかし、同時に先述の各事件に対 面において江藤をもって司法権の確立に努めた人物とする先行 長藩閥勢力に対する対抗という政治的機能があった。筆者は一 省間の予算をめぐる紛議には、司法省が大蔵省を中心とする薩 長州閥と激しく対立した。また明治六年に生じた大蔵、 者にも長州閥が関係し、両事件において江藤の率いる司法省は 事件であり、小野組転籍事件である。前者は井上がからみ、 政策の断行を掲げたが、その結果、直面したものが尾去沢銅山 て当てた。司法省を自派で固めた江藤は司法権の確立のための 守派の佐々木グループを排除し、かわるに江藤派の培養をもっ 究対象とするものである。司法省内入りした江藤は、 政治史研究者としての見解をここに見 司法省の政策官僚は必ずしも江藤と 同省内保

繰り返し、警察制度を改正させるほどの影響を与えた。 政府の露骨な介入により揉み消されたが、安藤らは抵抗運動を を示している。 官僚の自主性を認識させるところ大であったとする独自の見解 は安藤の現場主義に徹した公平な捜査は維新政府における警察 竹猛博士の研究以来、安藤による強引な捜査説があるが、 をしだいに確立していった。広沢参議横死事件については尾佐 抗争であるが、その中において安藤は警察官僚としての主体性 をめぐり見えかくれするものは薩摩と長州の体制派内部の派閥 にからむ汚職事件である点に注目し捜査に打ち込んだ。 事件として有名であるが、安藤らはそれが井上を含む政府要人 的予断を排除し、現場重視の捜査に徹する。藤田組事件は贋札 動と結びつけようと捜査に干渉したが、安藤ら警察当局は政治 沢事件は政府高官暗殺事件であるため、長閥はこれを反政府運 ける警察官僚としての自覚の形成過程が浮き彫りにされる。 主任となった広沢参議横死事件、藤田組事件を通じ、安藤にお 藤は薩閥警察を支えた典型的な警察官僚であった。安藤が捜査 第5章では体制的政策官僚として安藤則命をとり上げる。 両事件 結果は 広 安

が形成されていたことを指摘する点もまた新鮮である。

博士 ころ大であると評しても決して過褒ではないと考える。 み立てられている。本論考は日本近代政治史研究に貢献すると 斬新な見解は良質な資料により裏づけられ精緻な論理により組 最も得意とするところである。加らるに筆者は国立国会図書館 官制の復活である明治太政官制とそれに拠る官僚制の研究こそ ある。この点、筆者は「律令政治と弾正台」、「平安朝検非違使 し、ここに一致して、推挽する次第である。 の主たる研究をあまねく血肉化した上で練り上げた論考である。 に所蔵されている古文書に類する原資料を広範に利用し、 憲政資料室はいうはさらなり、国立公文書館、宮内庁書陵部等 小考」等の論考を公刊する古代政治史研究者である。古代太政 するためには古代太政官制に関する専門知識なしには不可能で 治太政官制を掌握していなくてはならず、明治太政官制を掌握 仍って、審査員一同は、笠原英彦君の本論考を以って、 (慶應義塾大学)の学位を授与するに適当なるものと認定

平成四年二月二十八日

副查 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 向井 健副查 慶應義塾大学名誉教授 法学博士 利光三津夫主查 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 中村 勝範

期の官僚制を正確に理解するためには、それが拠るところの明官制と官僚制』の概要とそれへの審査員の評価である。明治初以上が笠原英彦君より学位請求論文として提出された『太政